

概要版

小美玉市障がい者計画
第6期小美玉市障がい福祉計画
第2期小美玉市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月
小美玉市

1 計画策定の背景

障がい児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は大きく変化しています。

本市では、平成18年度に第1期の「小美玉市障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）」が策定され、現在では、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に掲げ、「小美玉市障がい者計画・第5期小美玉市障がい福祉計画・第1期小美玉市障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」を推進してきたところです。

この度、計画の計画期間が終了することから、新たに本市の障がい者及び障がい児施策の方向性を定める「小美玉市障がい者計画・第6期小美玉市障がい福祉計画・第2期小美玉市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定します。

2 計画の法的根拠及び位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら3計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「小美玉市総合計画」と整合・調和した計画であるとともに、福祉部門の上位計画として「小美玉市地域福祉計画」を位置付け、本市の関連計画との整合を図り策定しました。

計画名	法的根拠	計画の性格	計画の内容
小美玉市障がい者計画	障害者基本法第11条第3項	障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等、障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
小美玉市障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項	障がい者（児）施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
小美玉市障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20		障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

ただし、計画期間中においても国の制度改正等があった場合には適宜見直しを行うこととします。



4 計画の基本理念と基本目標

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」と自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

また、本市の「小美玉市第2次総合計画」での保健医療福祉部門の基本目標「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」のもと、障がい者福祉の充実のため、6つの基本目標を掲げます。

基本理念	基本目標	施策展開
「ノーマライゼーション」と「完全参加」	【基本目標1】 理解とふれあいをめざして	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 福祉教育や交流機会の充実 (3) 差別の解消と権利擁護の推進 (4) NPO活動・ボランティア活動の育成と支援
	【基本目標2】 個性と可能性を伸ばす教育をめざして	(1) 障がい児支援の充実 (2) 教育の充実
	【基本目標3】 自立と社会参加の促進をめざして	(1) 就労機会の拡大及び雇用の安定 (2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
	【基本目標4】 地域における生活支援の充実をめざして	(1) 相談支援体制の充実と強化 (2) 障がい者の虐待防止対策 (3) 障がい福祉サービス等の充実 【小美玉市障がい福祉計画・障がい児福祉計画】 (4) 地域生活の支援の充実 (5) 福祉人材の育成・確保
	【基本目標5】 保健・医療の充実をめざして	(1) 早期発見・早期療育体制の整備 (2) 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成 (3) 精神障がい者への支援 (4) 難病患者及び在宅重度障がい者への支援
	【基本目標6】 安心して暮らせる生活環境をめざして	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 防災・防犯体制の整備及び感染症に対する備え

5 障がい者計画

基本目標 1 理解とふれあいをめざして

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、全ての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、市民によるボランティア活動や合理的配慮等の実践を促進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

- 広報紙やお知らせ版、ホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動の推進
- 講演会・講座等による理解の促進
- 行政機関と各関係機関との連携体制の強化

(2) 福祉教育や交流機会の充実

- 福祉教育体制の整備と充実
- 福祉教育の推進
- 福祉に関する啓発や福祉活動の推進
- 特別支援教育理解啓発リーフレットの配布
- 交流・ふれあいの場の拡大及び支援
- イベント・教養講座等における交流支援

(3) 差別の解消と権利擁護の推進

- 障害者差別解消法の普及啓発と取り組みの推進
- 日常生活自立支援事業の周知と利用促進
- 成年後見制度の周知と利用支援
- 行政サービス等における配慮

(4) NPO活動・ボランティア活動の育成と支援

- NPO・ボランティア活動の支援
- NPO・ボランティアの人材育成
- ボランティア活動への参加の促進

基本目標 2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして

障がい児一人ひとりが、自らの個性や教育的ニーズに応じて支援・指導を受けられる療育・教育環境の充実を図ります。

(1) 障がい児支援の充実

- 保育所・幼稚園・児童発達支援等の障がい児療育の推進
- 障がい児保育等の充実
- 相談体制の充実
- 一貫した早期療育体制の整備
- 親の会との連携
- 放課後児童対策事業の充実
- 特別支援学校放課後児童対策事業の推進
- 医療的ケア児の支援の充実

(2) 教育の充実

- 一貫した教育的支援
- 生活介助員の配置
- 特別支援教育に関わる教職員の研修等の実施
- 教育相談体制の充実
- 早期からの教育支援及び進路指導体制の充実





基本目標3 自立と社会参加の促進をめざして

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充、移動支援の充実等に取り組めます。

(1) 就労機会の拡大及び雇用の安定

- 就労場の確保と拡大
- 就労環境の整備
- 就労支援の推進
- 障がい者優先調達の推進
- 職業紹介の充実
- 就労後の就労定着相談体制の充実



(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

- 障がい者スポーツ・レクリエーション教室の実施
- 芸術文化活動の振興
- 障がい者に関する学習機会の充実
- 障がい者も楽しめるスポーツ活動及び各種教室等の支援
- 移動支援の充実



基本目標4 地域における生活支援の充実をめざして

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

(1) 相談支援体制の充実と強化

- 障がい福祉サービスの広報
- 障がい者相談支援事業の充実及び周知
- 障がい者相談支援事業者の勉強会の実施
- 基幹相談支援センターの設置
- 障がい者ケアマネジメント体制の整備
- ピアカウンセリング等の実施

(2) 障がい者の虐待防止対策

- 障がい者虐待防止のためのネットワーク強化の推進
- 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援

(3) 障がい福祉サービス等の充実

- 障がい福祉サービス等の充実
- 地域生活支援事業の充実
- 障がい児の相談支援体制の充実・通所サービスの利用促進

(4) 地域生活の支援の充実

- 年金・手当等の制度の周知
- 住まい・居場所の充実



(5) 福祉人材の育成・確保

- 手話通訳者、要約筆記者の養成及び確保
- 手話奉仕員の養成及び確保
- 障がい者福祉関係者の資質の向上
- 福祉の担い手と支援団体の育成



基本目標 5 保健・医療の充実をめざして

全ての市民の障がいの発生予防と早期発見・対応に努めるとともに、障がいの程度や種類に応じた適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

(1) 早期発見・早期療育体制の整備

- 早期発見・早期対応
- 早期療育体制の整備
- 相談・教室等の保健指導の充実
- 発達障がい等の正しい知識の普及啓発
- 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の促進

(2) 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

- 障がい者に対する医療体制の充実
- 保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制の充実

(3) 精神障がい者への支援

- 精神保健福祉施策の充実
- 精神疾患・精神障がいに対する理解促進
- 就労後の相談支援体制の強化
- 心の健康づくりの支援

(4) 難病患者及び在宅重度障がい者への支援

- 難病患者への負担軽減
- 住宅改修に対する支援
- 生活支援事業の周知及び利用促進

基本目標 6 安心して暮らせる生活環境をめざして

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティの向上、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策及び感染症対策の充実に取り組みます。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ユニバーサルデザインに基づく、バリアフリー化の推進
- 障がい者等に配慮した住宅の整備
- 公共施設等の改善整備
- 情報のバリアフリー
- 意思疎通支援の確保及び充実

(2) 防災・防犯体制の整備及び感染症に対する備え

- 防犯・防災等の安全確保対策の推進
- 災害時の避難支援の体制整備
- 消費者被害対策の啓発・推進
- 感染症対策の体制整備





6 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉サービスには、障害者総合支援法で定める訪問系、日中活動系、居住系、相談支援のサービスや児童福祉法で定める障がい児支援のサービスがあります。また、これ以外のサービスとして、市が行う地域生活支援事業のサービスがあります。

■障がい福祉サービス等の見込量

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	実利用者数	36	37	39
		時間/月	754	768	993
日中活動系	生活介護	実利用者数	134	135	136
		日数/月	2,680	2,970	2,992
	自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	2	2	2
		日数/月	44	44	44
	自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	8	8	9
		日数/月	176	176	198
	就労移行支援	実利用者数	50	53	56
		日数/月	1,100	1,166	1,232
	就労継続支援 A型(雇用型)	実利用者数	35	35	36
		日数/月	770	770	792
	就労継続支援 B型(非雇用型)	実利用者数	97	99	101
		日数/月	2,134	2,178	2,222
	就労定着支援	実利用者数	16	20	24
		日数/月	16	20	24
療養介護	実利用者数	5	5	5	
	日数/月	155	155	155	
短期入所(福祉型)	実利用者数	35	37	40	
	日数/月	280	296	320	
短期入所(医療型)	実利用者数	2	2	2	
	日数/月	14	14	14	
居住系	自立生活援助	実利用者数(人/月)	2	2	4
	施設入所支援	実利用者数(人/月)	61	61	60
	共同生活援助(グループホーム)	実利用者数(人/月)	75	76	77
相談系	計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	実利用者数(人/年)	321	337	354
	地域移行支援	実利用者数(人/年)	1	2	4
	地域定着支援	実利用者数(人/年)	0	1	2
障がい児支援	障がい児相談支援 (障がい児支援利用計画作成)	実利用者数(人/年)	145	175	209
	児童発達支援	実利用者数	65	78	93
		日数/月	583	700	840
	医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0
		日数/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	実利用者数	98	108	118
		日数/月	881	969	1066
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	2	
	日数/月	0	0	10	
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	2	
	日数/月	0	0	14	

7 成果目標

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として数値目標を設定しました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行

本市では、令和元年度末時点の施設入所者 61 人のうち 4 人が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	61 人
【目標値】地域生活移行者数 (B)	4 人
移行率 (B/A) × 100	6.5%

② 施設入所者数

本市では、令和5年度末時点での施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から 1 人削減することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	61 人
【目標値】削減見込 (B)	1 人
削減率 (B/A) × 100	1.6%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域自立支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20	25	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	4	4	4
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	1	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	35	36	36
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	4	4	5

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の確保については、地域での取り組みが基礎となるため、障がいのある人の高齢化や重度化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、地域における居住支援のための機能として、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりが挙げられており、地域の課題に応じてどのように確保していくか検討していきます。検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、協議会等の場を活用して協議を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

本市では、令和5年度中に 4 人が福祉施設から一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度中に福祉施設から一般就労に移行した者 (A)	3 人
【目標値】令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者 (B)	4 人
移行率 (B/A) × 100	133%



②就労定着支援事業の利用者数

本市では、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて4人が一般就労に移行し、そのうち3人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

区 分	数 値
【見込値】令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（A）	4人
【目標値】令和5年度中に一般就労に移行する者の就労定着支援事業利用者数（B）	3人
利用率 $(B/A) \times 100$	75%

③就労移行支援事業の一般就労への移行

本市では、令和5年度中に就労移行支援事業を通じて、4人が一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者（A）	3人
【目標値】令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者（B）	4人
移行率 $(B/A) \times 100$	133%

④就労継続支援A型事業の一般就労への移行

本市では、令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて、2人が一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者	0人
【目標値】令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	2人

⑤就労継続支援B型事業の一般就労への移行

本市では、令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて、2人が一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者	0人
【目標値】令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	2人

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

本市では、令和5年度中に就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数を5か所とすることを目標とします。

区 分	数 値
【見込値】令和5年度の就労定着支援事業所数（A）	6か所
【目標値】令和5年度において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数（B）	5か所
割合 $(B/A) \times 100$	83%

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

本市では、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を検討していきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	無	無	有
保育所等訪問支援の利用体制の構築	無	無	有

②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援事業所	0	0	1
放課後等デイサービス事業所	0	0	1



③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

本市では、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。また、医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターの配置に努めます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の設置	無	無	有
コーディネーターの配置	無	無	有

(6) 発達障がい者等に対する支援

本市では、発達障がい者等に対する支援の充実を図るため、発達障がいに関する様々な問題に関して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に必要な支援や助言を行います。

また、発達障がいの子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業の実施や、情報や意見の交換を行う機会（ピアサポート活動）を設けます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	2	2
ペアレントメンターの人数	0	1	2
ピアサポートの活動への参加人数	2	3	4

(7) 相談支援体制の充実・強化等

本市では、相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ができる体制の整備や、研修等を実施することにより、人材育成を図ります。

また、地域の相談機関との連携強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	8
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0	0	8
相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本市では、多様化してきている障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障がい福祉サービス等の質を向上させるため体制の構築を図っていきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	2	2	3
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	0	0	1

小美玉市障がい者計画・第6期小美玉市障がい福祉計画・第2期小美玉市障がい児福祉計画 【概要版】令和3年3月

発行・編集：小美玉市 福祉部 社会福祉課

〒311-3495 茨城県小美玉市上玉里1122番地

TEL：0299-48-1111（代表） FAX：0299-48-1199

URL：<https://www.city.omitama.lg.jp/>